

随 意 契 約 詳 細 情 報

工事の名称	宮崎大学(医病)中央診療棟高圧ケーブル更新工事
工事概要	本工事は、宮崎大学清武1団地構内の高圧ケーブルを更新する工事である。
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び住所	事務局
	理事
	佐藤 一仁
	宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地
契約年月日	令和5年12月4日
契約業者名	株式会社九電工 宮崎支店宮崎営業所
契約業者の住所	宮崎県宮崎市江平東4-1
契約金額	3,795,000 円(税込み)
予定価格	3,888,500 円(税込み)
随意契約による こととした理由	本工事は、宮崎大学清武1団地構内の高圧ケーブルを更新する工事である。 対象となる高圧ケーブルは、中央診療棟に電力を供給している2007年に敷設された高圧 配電設備の一部であるが、令和5年11月に実施した定期点検において絶縁不良と診断さ れた為、現在は応急処置として予備回線にて電力供給を行っている。 中央診療棟には手術部等の患者の命を預かる重要な施設があり、電力の品質と信頼性は 高いレベルが要求される。万一予備回線に不具合が生じた場合は電力供給が不可能とな り、人命にかかわる甚大な被害の発生が予見される。 また、本院は宮崎県の災害拠点病院であり、災害時の医療救護活動において中心的な役 割を担っており、機能不全に陥らないような体制が求められている。 これらを思慮した結果、本工事における高圧配電設備の復旧は緊急を要することから、す でに本工事に必要な知識や技能を有している既設設備の施工業者である株式会社九電工に 請け負わせることが最良と思料される。 以上の理由により、宮崎大学(医病)中央診療棟高圧ケーブル更新工事については文部科 学省通知「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について」(昭和59年11月 27日付け文教施設部長通知文施監第67号)の別紙「工事請負契約における随意契約の ガイドライン」の「Ⅰ 契約の性質または目的が競争を許さない場合(予算決算及び会計令第 百二条の四第三項)に該当し、かつ、国立大学法人宮崎大学会計規則第36条第3項の規 定により、株式会社九電工と随意契約を締結しようとするものである。
工事場所	宮崎県宮崎市清武町木原5200番地(宮崎大学清武1団地構内)
工事種別	電気
工期(自)	令和5年12月5日
工期(至)	令和6年1月31日
備考	